

豊頃町産業振興事業補助金

問合せ先

役場企画課 574・2216
役場産業課 574・2217

豊頃町では、産業基盤の強化・発展や地域活性化のために実施する事業に対し、補助金を交付しています。
内容は次のとおりですので、新たな取り組みなどを計画されている方は、ご相談ください。

事業名		事業内容	補助対象者	補助金額等
人材育成事業				
事業者および後継者育成・従事者育成		事業に従事する者および後継者・従事者を育成するために行う次の内容に伴う経費への支援および助成 ①新技術、知識および資格の取得 ②資質向上の教育	①農林水産業、商工業事業を行う方 ②その他町長が認めた方	補助金額 総額 補助対象経費の2分の1以内 30万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回
起業等支援事業				
新規起業支援		これまでに事業活動を行っていない方が、次に該当する場合に伴う経費への支援および助成 ①新たに事業を開始する場合 ②町外から移転して町内で事業を開始する場合	町内で起業しようとする方で、地域に密着した事業に取り組む方	補助金額 総額 補助対象経費の2分の1以内 300万円以内 交付回数 同一事業1回
異業種進出支援		すでに事業活動を行っている事業者が、経営基盤強化のため、町内で新たな分野での事業を開始する場合に伴う経費への支援および助成		
新製品等開発支援		次の事業内容に伴う経費への支援および助成 ①新製品、新技術若しくは新サービスの開発、製品改良または生産方式等の改善に係る機器または設備の導入 ②基礎研究、試用試験その他の試験	①農林水産業、商工業事業を行う方 ②その他町長が認めた方	補助金額 総額 補助対象経費の2分の1以内 300万円以内 交付回数 同一事業1回 継続事業は3年300万円以内まで補助
販路開拓支援		販路開拓に伴う経費への支援および助成 ①展示会等の開催 ②展示会等への参加、出展 ③専門コンサルタントへの委託など		補助金額 総額 補助対象経費の2分の1以内 150万円以内 交付回数 同一事業1回 継続事業は3年150万円以内まで補助

事業名		事業内容	補助対象者	補助金額等
起業等支援事業				
デザイン開発支援		新製品のデザイン開発または既製品デザインの改善をする場合に伴う経費への支援および助成	①農林水産業、商工業事業を行う方 ②その他町長が認めた方	補助金額 総額 補助対象経費の2分の1以内 50万円以内 交付回数 同一事業1回 継続事業は3年50万円以内まで補助
商店街活性化事業				
店舗改修等支援		次に掲げる要件に該当し、町内に在する老朽化した店舗の改修又は移転費用の一部を助成 ①現在の店舗で事業を開始して5年が経過していること ②これまで本補助金を受けていないこと ③商工会に加入し、経営指導員の指導を受けていること ④改修又は移転完了後、5年以上継続して営業すること	町内で小売業または飲食店事業を行う者	補助金額 総額 補助対象経費の2分の1以内 300万円以内 交付回数 同一事業1回 継続事業は3年300万円以内まで補助
特別支援事業				
名品づくり支援事業		町内の地域資源（農水産品、歴史・文化・観光資源等）を活用した新商品の開発や既存商品の改良に要する経費について、その一部を支援および助成する。	町内に事業所を有する中小企業者または町民団体、町民個人	補助金額 総額 補助対象経費の2分の1以内 100万円以内 交付回数 同一事業1回
従業員宿舍等確保支援		次に掲げる要件に該当し、従業員宿舍等を建設または取得し、現に従業員を居住させている場合にその経費の一部を支援および助成する。 ①対象となる従業員宿舍等は1棟2戸以上の共同住宅とし、建設後または取得後5年以上従業員宿舍等として使用する。 ②従業員宿舍等に居住させる従業員は、豊頃町に住民票を有することまたは有することとなる者であること。	町内で農林水産業および商工業を行う者	補助金額 総額 1戸当たり月額1万円（中古住宅の場合は月額5千円） 交付回数 当初申請月から3年間。ただし、月の2分の1を超える期間が空室となっている場合は当該月は交付しない。

※この表に該当する事業において、町以外の国、道、その他団体から補助金等の交付を受ける場合については、当該補助対象経費から当該補助金等の交付額を減じた額を補助対象経費とします。

右記のほか、諸要件がございますので詳細はお問い合わせください。